

市第89号議案

障害者スポーツ文化センターの指定管理者の指定

次のように障害者スポーツ文化センターの指定管理者を指定する

。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
ラポール上大岡	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリ テーション事業団 理事長 大八木 雅 之	ラポール上大岡の供 用開始の日から平成 33年3月31日まで

提 案 理 由

ラポール上大岡の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24
4条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）